



# 大津市公報

令和3年3月31日  
号外(第21号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 規

28 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

## 規 則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市規則第28号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和54年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「の各号」を削り、「記名押印」を「記名」に改める。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1 (第5条の2関係)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

### 附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。